

平成25年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月6日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第6号 平成24年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 報告第7号 平成24年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
日程第6 報告第8号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
日程第7 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 江崎達己 | 2番 | 鏑本規之 |
| 3番 | 黒田芳弘 | 4番 | 舩渡洋子 |
| 5番 | 臼井悦子 | 6番 | 高田文一 |
| 7番 | 高橋勝美 | 8番 | 安藤重夫 |
| 9番 | 道下和茂 | 10番 | 中村重光 |
| 11番 | 村瀬明義 | 12番 | 若原敏郎 |
| 13番 | 瀬川治男 | 14番 | 後藤壽太郎 |
| 15番 | 上谷政明 | 16番 | 大西徳三郎 |
| 17番 | 遠山利美 | 18番 | 鵜飼静雄 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------|------|--------|-------|
| 市長 | 藤原勉 | 副市長 | 青木一也 |
| 教育長 | 白木裕治 | 総務部長 | 川村登志幸 |
| 企画部長 | 石川博紀 | 市民環境部長 | 山田敏晴 |

健康福祉部長 林 正 男

産業建設部長 大 熊 秀 敏

林 政 部 長 兼
根尾総合支所長 洞 口 義 明

上下水道部長 杉 山 敏 郎

教育委員会
事務局長 高 橋 卓 郎

会計管理者兼
会計課長 村 瀬 敏 勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 安 藤 正 和

議 会 書 記 杉 山 昭 彦

議 会 書 記 山 本 憲

開会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまから平成25年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの22日間とし、6月7日から9日まで、11日から16日、19日から26日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの22日間とし、6月7日から9日、11日から16日、19日から26日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

5月22日、第89回全国市議会議長会定期総会が東京都日比谷公会堂で開催され、出席しましたので報告をいたします。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巢市議会は、20年以上表彰で鶴飼静雄議員、10年以上表彰で村瀬明義議員と中村重光議員が表彰されました。

続いて、一般事務及び会計の報告、7つの委員会からの報告、部会提出議案27件、会長提出議案3件の議案審議があり、全議案可決されました。

次に、中濃十市議会議長会が5月30日、羽島市で開催され、高田副議長とともに出席をしました。

平成24年度決算について、平成25年度予算についての議案審議がなされ、原案のとおり承認されました。

次に、役員を選任についての審議が行われ、平成24年度は本巢市議会議長がお引き受けいたしました会長の職に郡上市議会議長、副会長に関市議会議長、監事に羽島市議会議長が選任されました。

続いて、郡上市から「発送電分離の早期実現を求める意見書」の提案があり、全会一致で承認されました。以上、報告をいたします。総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。以上です。

それでは続きまして、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、本巢市土地開発公社経営健全化対策につきまして、御報告申し上げます。

土地開発公社の経営につきましては、全国的に景気の低迷に伴う市町村財政の悪化を背景に、土地開発公社が保有する資産の不良化問題が懸念されてまいりました。

こうした中、本年2月に総務副大臣より自治体に対し、土地開発公社における経営健全化対策について積極的に取り組むよう指針が示されたところでございます。

本市における土地の保有状況は、平成17年8月にモレラ北の用地を、また平成18年5月には屋井工業団地の用地取得をそれぞれ土地開発公社に依頼し、公共事業用地の先行取得を実施してまいりました。

これらの土地の現在の保有状況は、モレラ北の用地では、学校給食センターの用地として一部活用済みとなった用地を除き、モレラ岐阜の駐車場として貸し付けているものの、未活用の土地を保有している状況となっております。また、屋井工業団地の用地では、6区画中2区画の分譲が完了し、そのうちハビックス株式会社は既に操業を開始されており、株式会社秋田屋本店につきましては、6月に工場の建築に着手され、12月に操業を開始される予定とお聞きをいたしております。また、新たに自動車の精密加工部品メーカー1社から進出希望がございまして、現在進出に向けた調整をいたしているところでもございますが、屋井工業団地といたしましては、まだ半分以上の未分譲の土地を保有している状況でございます。

こうした状況を踏まえながら、今回の国の指針で示された判断基準、いわゆる標準財政規模に占める保有期間が5年以上の対象土地の簿価総額比率で判断いたしますと、国の示します0.2を上回る0.26となりまして、第一種公社経営健全化団体として位置づけられることとなります。

こうした判断結果になりますことから、本市といたしましては、将来市の財政に過度の負担を及ぼさないようにするため土地開発公社経営健全化計画を策定し、6月末までに岐阜県知事に提出後、進捗管理を適正に推進していく公社経営健全化団体の指定を受ける方向で進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の土地開発公社の健全性を図るために、早期に屋井工業団地の分

譲が完了できるよう、今後も引き続き新たな企業誘致に努めてまいりますほか、モレラ北の用地につきましても、公用地としての活用や民間への売却も視野に入れ、幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、西美濃夢源回廊協議会につきまして、御報告を申し上げます。

西美濃夢源回廊協議会につきましては、将来の東海環状自動車道の整備を見据え、本市と揖斐郡の揖斐川町、大野町、池田町の1市3町が道路整備やすぐれた地域資源の掘り起こしなどを通じ、広域観光を推進するための新たな観光ルートとなる西美濃夢源回廊の確立を目指すことによりまして、観光産業の振興と地域社会の発展を目的といたしまして、平成23年12月21日に設立したものでございます。設立以後、4市町連携のもと、共同で観光宣伝活動、要望活動などを進めてまいりました。

こうした中、このたび、東海環状自動車道でつながる安八郡神戸町及び大垣市から加入の申し出があり、神戸町が4月1日に、また大垣市が5月1日にそれぞれ加入し、2市4町での構成となったところでございます。

これによりまして、今まで4市町で展開してまいりました活動がより広域的となり、観光宣伝活動や観光基盤の整備など、周遊観光を推進する上で大きな力となるものと期待をいたしております。

以上2件、行政報告とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第6号及び日程第5 報告第7号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、報告第6号 平成24年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第5、報告第7号 平成24年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 平成24年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、後ほど企画部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第7号 平成24年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法の規定により、翌年度に繰り越して使用する事故繰越額につきまして、同法第26条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましても、上下水道部長から後ほど御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第6号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、報告第6号 平成24年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましても、御説明いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越計算書につきましては、3月の定例議会におきまして繰越明許費の追加及び変更の補正につきましても御議決いただきましたが、今回、その繰越額、財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を作成し、御報告をさせていただきたくもでございます。

事業の内容及び繰り越し理由につきましては、3月の定例会で御説明させていただきましたが、各事業におきまして、年度内に事業完了が困難となり、繰り越しをさせていただいたものでございます。

調書の見方について御説明をさせていただきます。

左から、予算上の款、項、次に事業名でございます。金額の欄は、3月の定例議会で御議決いただきました繰越額でございます。次の翌年度繰越額につきましては、平成25年度に繰り越した確定額でございます。次が繰越額の財源内訳でございます。繰り越し7事業に対しまして繰越予算金額の合計は10億3,046万7,000円。翌年度繰り越しの合計は10億2,856万4,000円でございます。

以上で御説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第6号 平成24年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

報告第7号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

報告第7号 平成24年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について、補足説明をさせていただきます。

定例会議案の4ページをお開き願いたいと思います。

1款水道事業費用の翌年度繰越額は986万円でございます。これは、道路改良工事に伴う配水管布設がえ工事で、委託料が19万9,500円、工事費が966万500円でございます。財源につきましては、受託工事収益でございます。

1款資本的支出の翌年度繰越額は2,747万1,000円でございます。これは、推進工法を伴う配水管布設がえ工事における工事費でございます。財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金でござ

ざいます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第7号 平成24年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書については、以上で報告を終わります。

日程第6 報告第8号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、報告第8号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第8号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法の規定により、経営状況を説明する書類として、平成24年度事業報告及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、報告第8号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

報告第8号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきまして、御説明いたします。

議案書の5ページの次に経営状況説明書がございます。

まず、決算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、事業報告について御説明をさせていただきます。

平成24年度につきましては、問い合わせ等はございましたが、分譲の成約には至りませんでした。

(1)の総括事項の調整池処分関係では、屋井工業団地の地下調整池7カ所と調整池2カ所を市へ寄附いたしました。その他につきましては、屋井工業団地の公社所有土地の除草、樹木の消毒等を実施いたしました。

(2)の理事会決議事項につきましては、決算認定、事業計画及び予算について、理事会を開催いたしました。

以下、役員名簿、行政官庁許認可に関する事項について記載をさせていただいております。

次に、4ページが業務報告でございます。

(1)公有地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地に関するものでございまして、実績事業費685万3,363円で、主な支出は借入金に対する支払利息でございます。

(2)の土地造成事業の状況につきましては、屋井工業団地の管理に関するものでございまして、実績事業費は988万6,069円で、除草等の管理費及び借入金に対する支払利息でございます。

(3)造成土地分譲事業の状況につきましては、売却した分譲地がございませんので、実績面積、事業費ともゼロとなっております。

(4)附帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の一部を貸し付けいたしました面積と金額でございます。

次に5ページでございますが、3の会計、(1)短期借入金及び長期借入金につきましては、897万6,392円の繰り上げ償還を行いましたので、期末残高では26億3,866万785円となっております。また、借入金の明細につきましては16ページでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

(2)の保有土地の明細につきましては、上段が屋井工業団地の残り4区画、下段がモレラ岐阜北側の土地でございます。

次に6ページでございますが、決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は、2区画を分譲する計画でございましたが、土地分譲がございませんので、収入合計は3,189万8,850円となっております。主なものはモレラ岐阜北側の土地の貸付収入でございます。また、支出の決算額は1,008万9,003円でございます。主なものは屋井工業団地の除草等の管理費及び借入金の支払利息でございます。

次に、7ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、土地の売却がございませんので、収入はゼロとなっております。また、支出につきましては、決算合計1,582万9,755円となっております。主なものはモレラ岐阜北側の土地の除草代と借入金の支払利息及び長期借入金の繰り上げ償還でございます。

次に8ページでございますが、損益計算書でございます。

当期純利益につきましては、モレラ岐阜北側の土地賃貸による事業収益及び受取利息の事業外収益から、除草等の一般管理費及び借入金の支払利息を差し引きました2,180万9,847円でございます。

次に、9ページの貸借対照表でございますが、まず左側の資産の部につきましては、1.流動資産といたしまして、現金預金及びモレラ岐阜北側の公有用地及び屋井工業団地の保有地でございます。2の固定資産の資本金500万円を合わせた資産合計は28億9,208万3,391円でございます。なお、基本財産及び現金預金の明細につきましては、17、18ページに記載してございますので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、負債の部につきましては、長期借入金で26億3,866万785円でございます。資本の部につきましては、基本財産と前期繰越準備金及び、先ほど8ページで御説明させていただきましたが、当期純利益の合計で2億5,342万2,606円でございます。負債・資本の合計は28億9,208万3,391円となっております。

次に、10ページからにつきましては、キャッシュ・フロー決算書、次に財産目録、決算附属書類となっております。19ページに監査意見書を添付しております。

次に、20ページからでございますけれども、平成25年度の事業計画及び予算となっております。

事業計画及び予算ともに、25年度は屋井工業団地の第3区画及び第6区画の2区画を分譲する見込みで作成いたしております。

それでは、21ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業はモレラ岐阜北側の公有地に係る事業費、2の造成土地の管理につきましては、屋井工業団地に係る事業費でございます、ともに借入金の利息及び除草等の管理費が主なものとなっております。3の造成土地の分譲につきましては、第3と第6の2区画の売却収益、4の附帯等事業はモレラ岐阜北側の公有地の貸付収入でございます。

次に、22ページをごらんいただきたいと思います。

公社の予算でございます、2区画の分譲を見込んでおりまして、収益的収入合計は14億2,762万円、収益的支出合計は13億3,167万3,000円を予算計上させていただいております。

次に、23ページの資本的収入につきましては、長期借入金の借りかえによる収入12億3,479万9,000円、資本的支出は26億4,678万8,000円でございます、主に2区画を分譲した場合の収益による借入金の繰り上げ償還金を予算計上いたしております。

24ページからは実施計画、29ページ以降につきましては資金計画等添付しておりますので、またこちら後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、土地開発公社の経営状況の説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第8号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第7 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案については、黒田芳弘君は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

〔3番 黒田芳弘君 退場〕

それでは、市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 黒田妙子氏の任期が平成25年9月30日付で満了となるため、委員を推薦するに当たり、引き続いて本巣市根尾大井1101番地の黒田妙子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

それでは、黒田芳弘君の入場を許可します。

〔3番 黒田芳弘君 入場〕

日程第8 議案第41号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、日程第8、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 大堀洋子氏の任期が平成25年9月30日付で満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、本巣市根尾門脇226番地の島田克廣氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第42号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 今西良信氏の任期が平成25年9月30日付で満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、本巣市上真桑1046番地の阿部信樹氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第10 議案第43号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市税条例の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第43号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の2ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨でございます。

本年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、今回改正するものでございます。

改正の内容でございます。

まず本則の部分でございますが、こちらの改正ですが、第34条の7につきましては、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の公布に伴いまして、ふるさと寄附金にのみ適用される個人住民税所得割額の1割を限度とする特例控除額に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する措置が創設されたことにより、条文を整備するものでございます。

次に、附則の改正でございます。

第3条の2でございますが、地方税法附則第3条の2の関係条項の改正に伴いまして、延滞金の割合等を見直し拡充されたことにより、条項条文を整備するものでございます。

続きまして、第4条でございます。前条及び地方税法附則第3条の2の2の関係条項の改正によりまして、条文を改正するものでございます。

次に、第4条の2でございますが、租税特別措置法第40条の関係条項の改正に伴いまして、地方税法附則第3条の2の4の関係条文が改正されたことによりまして、条文を整備するものでございます。

次に、第7条の3の2でございますが、地方税法附則第5条の4の2の関係条項の改正に伴いまして、適用期限の居住年を平成29年まで4年間延長されたことにより、条文を整備するものでございます。

続きまして、第7条の4でございますが、本則第34条の7の改正と同様に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の公布に伴いまして、ふるさと寄附金にのみ適用される個人住民税所得割額の1割を限度とする特例控除額に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する措置が創設されたことによりまして、条文を整備するものでございます。

次に、第17条の2でございますが、租税特別措置法第37条の関係条項の改正に伴いまして、地方税法附則第34条の2の関係条文が改正されたことによりまして、条文を整備するものでございます。

次に、第22条の2でございますが、地方税法附則第44条の2の関係条項の改正に伴いまして、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地を譲渡した場合の特例規定が創設されたことなどにより、条文を整備するものでございます。

最後でございます。

第23条ですが、地方税法附則第5条の4の2及び同法附則第45条の関係条項の改正に伴いまして、東日本大震災により、その有していた自己の住居用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得または増改築等をした場合について、適用期限の居住年を平成29年まで4年間延長されたことにより、条文を整備するものでございます。

適用関係といたしましては、施行期日でございますが、平成26年1月1日でございます。ただし、附則の改正のうち、第7条の3の2、第23条の改正規定及び附則第3条第3項の規定につきまして

は、平成27年1月1日と施行日を異ならせています。

以上、税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

日程第11 議案第44号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、日程第11、議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,548万9,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金、経営体育成支援事業補助金、風疹ワクチン予防接種促進事業費補助金、消防団員退職報償金の増額などがございます。

また、歳出の主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金事業、合併10周年カウントダウンボード製作事業、風疹ワクチン予防接種事業、経営体育成支援事業補助金、消防団員退職報償金の増額などがございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

議案第44号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、議案第44号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書のほかに、6月補正予算（案）の概要もあわせて御参照いただければと存じます。

それでは、予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,548万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,548万9,000円とするものでございます。

続いて、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず一番上、国庫補助金でございますが、1目民生費国庫補助金、補正額63万円につきましては、本年8月より予定されております生活扶助基準額の改正に対応するための生活保護システム改修に要する経費に対し、補助率10分の10の補助金が交付されるものでございます。

また、3目土木費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金が1,320万円の増額となっておりますが、そのうち1,155万円につきましては、真正2016号線改良事業を市単独事業から組み替えたことによるものでございます。また、うち165万円につきましては、木造住宅耐震補強工事に対する市補助金の財源でございます国・県補助の割合が変更となり、ページ中ほど県補助金の5目土木費県補助金、建築物等耐震化促進事業費補助金が72万円の減額となっておりますが、これにかわりまして社会資本整備総合交付金が増額となったことによるものでございます。

次に、県補助金、3目衛生費県補助金のうち、風疹ワクチン予防接種促進事業費補助金でございます。

これは、県では全国的な風疹の流行を受け、先天性風疹症候群、これは風疹に対する免疫を持たない女性が、妊娠中、特に妊娠初期に風疹に感染いたしますと、胎児が白内障や先天性心疾患、難聴等を主な症状とする先天性の疾患にかかることとございますが、これの発生を防止するため、7月1日より、23歳以上の妊娠を予定または希望する女性や、妊婦の夫の予防接種費用を助成する市町村に対しまして、1人当たり5,000円を上限として、その2分の1を補助することとしたため、本巢市といたしましても、県補助を活用の上、助成制度を設けることとし、接種予定者100人分の25万円を計上したものでございます。

なお、本市としては、県補助金の残額は全て市が負担を行うこととし、接種者に対し接種費用の全額を助成させていただくため、歳出におきまして、保健衛生費の3目予防費、予防接種委託料として、接種予定者100人分の91万4,000円の計上をさせていただいております。

その下、4目農林水産業費県補助金の補正につきましては、農業者に対して農業用機械等の導入経費を助成する市補助金の財源として、当初予算では県単制度であります元気な農業産地構造改革支援事業費補助金を計上してございましたが、事業不採択等によりこの補助金を減額し、かわりに新たに設けられた国制度で、県を通じての間接補助金であります経営体育成支援事業補助金の活用が可能であることから、当該補助金の計上を行うものでございます。

なお、補助金額が632万2,000円増額となっておりますのは、農業者が融資を活用して農業用機械等を導入する場合において、県単制度では補助率が25%に対しまして、国制度では30%と、補助率が5%アップとなっておりますことと、国制度の中で融資の円滑化を図っていくため、融資に係る補償を行う農業信用基金協会に対して、市町村が当協会の保証債務の弁済等に充てるための費用を助成する場合には、当該市町村に対し補助するメニューが設けられまして、本市としましても当該メニューを活用の上、農業信用基金協会へ助成を行うことによるものでございます。

一番下、雑入につきましては、退職消防団員が9名と確定したことに伴い、退職報償金201万1,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れるものでございます。

8ページをお開き願います。ここからは歳出でございます。

まず議会費を初めといたしまして各款の職員給与費につきましては、平成25年4月1日付の人事異動に伴う職員の配置結果に基づきまして、給料と職員手当等、そして共済費の補正をさせていただいております。あわせて共済費については、職員共済組合負担金等の負担率の変更に伴い、所要

の補正をさせていただいております。

8 ページ一番下、総務管理費の 6 目企画費、補正額125万円につきましては、マスコットキャラクターもとまるの着ぐるみにつきまして、昨年度 1 体作成し、現在イベント等で活用しておりますが、今後 1 日に複数のイベント等で活用する可能性があることや、夏場の暑さ対策なども考慮し、新たにもう 1 体を作成する費用と、それから来年 2 月 1 日に合併10周年を迎えるに当たり、市内における機運の盛り上がりや、市民の皆様の意識の醸成を図っていくため、合併10周年の200日前に当たる 7 月16日を起点としてカウントダウンを行っていくカウントダウンボード 4 台を作成する費用の計上をさせていただいております。

10ページをお開き願います。

一番上、社会福祉費の 4 目老人福祉費につきましては、本年度新規事業の地域見守りネットワーク事業、事業費49万5,000円につきまして、全額県の地域支え合い体制づくり事業費補助金で対応できることになりましたことから、財源更正を行っております。

次に、12ページをお開き願います。

ページ中ほど、農業費の 3 目農業振興費の補正につきましては、歳入の農林水産業費県補助金のところで御説明させていただいた理由によるものでございます。

続いて13ページをごらんください。

商工費の 3 目観光費、補正額31万5,000円につきましては、市が出資しております一般財団法人の平成26年 4 月の統合に向けまして、必要な関係書類の作成や手続等を円滑かつ確実に実施していくため、委託料の計上をお願いするものでございます。

また、ページ一番下から14ページにかけましての道路橋りょう費につきましては、歳入でも御説明をいたしましたが、真正2016号線改良事業について、市単独事業から社会資本整備総合交付金事業に組み替えたことに伴う補正でございます。

なお、14ページ、社会資本整備総合交付金事業費の13節委託料1,350万円のうち、組み替え分の600万円を除きました750万円につきましては、本年 2 月に国から道路ストック総点検の指示があったことを踏まえ、市道の舗装状況や道路照明灯の状況調査を行うため、委託料の計上をお願いするものであり、またこの財源としましては、補助率55%の防災・安全交付金を活用させていただきます。

その下、都市計画費、都市計画総務費の補正につきましては、歳入でも御説明しましたが、建築物等耐震化促進事業費補助金につきまして、その財源の国・県補助金の割合が変更となりますとともに、国補助金が平成25年度限りの時限措置として増額されることに伴い、市補助金の補助限度額も増額をさせていただくことから、93万円の増額計上をさせていただいております。

最後に、18ページをお開き願います。

財源調整といたしまして、予備費に463万5,000円を計上させていただいております。

以上で平成25年度一般会計補正予算（第 1 号）の補足説明とさせていただきます。

日程第12 議員派遣について

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

6月10日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。大変ありがとうございました。

午前10時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員